

ジコホル、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及び PFOA 関連物質の 第一種特定化学物質への指定等に係るスケジュールの変更について（報告）

令和 2 年 1 月 16 日

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

平成 31 年 4 月末から令和元年 5 月頭にかけて開催された残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第 9 回締約国会議（COP 9）において、新たにジコホル、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及び PFOA 関連物質を同条約の附属書 A（廃絶）に追加することが決定された。

これを踏まえ、令和元年 7 月 24 日の 3 省合同会合^{※1}において、ジコホル、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及び PFOA 関連物質を化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「化審法」という。）の第一種特定化学物質に指定することが適当であるとの結論が得られ、令和元年 9 月 20 日の 3 省合同会合^{※2}において、必要な措置についてとりまとめられている。

その内容について令和元年 11 月 15 日から 12 月 14 日にかけてパブリックコメントにより意見を募集した結果、エッセンシャルユースの指定等について追加の検討が必要な事例が確認された。そのため、現在スケジュールの見直しを行っており、ジコホル、PFOA とその塩及び PFOA 関連物質の第一種特定化学物質への指定及びエッセンシャルユースの指定、輸入禁止製品等の措置についての施行は令和 2 年 12 月以降になる見込みである。

○今後の予定（不確定要素を含むため、前後する可能性がある。）

令和 2 年 3 月 26 日	3 省合同会合 ^{※3} におけるエッセンシャルユース等に係る審議
令和 2 年 6 月以降	TBT 通報 ^{※4} 、化審法施行令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメント、政令の公布
令和 2 年 12 月	ジコホル、PFOA とその塩及び PFOA 関連物質の第一種特定化学物質への指定、エッセンシャルユース等について施行
令和 2 年 12 月以降	PFOA とその塩及び PFOA 関連物質使用製品の輸入禁止措置について施行

※1 薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会審査部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合

※2 薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合

※3 薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会の合同会合。

※4 世界貿易機関（WTO）の貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）に基づき、WTO 事務局に本件を通報し WTO 加盟国から意見を受付。